

□ 2回 ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会 会議録 要旨

I 日 時 令和元年11月11日(月) 14:00～16:10

II 場 所 リサイクルセンター エコリア北薩

III 次 第

- 1 開会
- 2 前回会議録確認
- 3 委員長あいさつ
- 4 委員会検討内容及びスケジュール確認
- 5 審議
 - (1) 使用料改定の必要性について
 - ア 使用料の現状
 - イ 搬入量割合
 - ウ 周辺自治体の施設使用料
 - エ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に対する可燃物搬入実績
 - (2) 使用料改定額の検討
 - (3) 使用料の料金体制についての検討
 - ア 搬入台数
 - イ 料金体系の設定についての検討
 - ウ ごみ処理施設の使用量の改定(案)
 - エ 消費税の取り扱いについて
 - オ 資源ごみの使用料について
 - カ し尿処理施設の使用料について
 - (4) 使用料に関し必要な事項について検討
- 6 その他
- 7 閉会

IV 議事録(要旨)

1) 開会

2) 前回会議録確認

【前回の意見を踏まえ、議事録をホームページに公開することを確認した。また、前回リスク対応についての説明として、新焼却処理施設の発電処理能力、災害廃棄物置場等の説明を行った。】

3) 委員長あいさつ

委員長：委員会の進行は、前回同様に、皆様の意見、質疑を受ける形で進めてまいります。よろしいでしょうか。

一 同：はい。

4) 委員会検討内容及びスケジュール確認

【事務局より委員会検討内容及びスケジュールを説明した。次回の第3回検討委員会はスケジュールの調整が遅れた関係で12月から1月への変更となり、その後の、理事会、議会審議、住民周知が遅れる旨説明を行った。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：「異議なし」の声あり。

委員長：では、これをお願いしたいと思います。

5) 審議

(1) 使用料改定の必要性について

【事務局より、使用料改定の必要性について（ア～エ）について説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：薩摩川内市、さつま町は、生活系、事業系の料金がなぜ分かれているのか説明をお願いします。

事務局：他の施設は受益者負担の公平性からかかる費用の負担を判断されて分けているのではと、思われます。現在当組合は、計量器の関係から同じ料金体系となっています。

委員：現在の事業系料金は1トン当たり3,000円と、周辺よりも安い関係から流入する可能性はないのか、対策は取っているのかをお聞きしたい。

事務局：受付の計量時に許可業者以外については、排出元やごみの中身について確認をしており、他市町である場合は断り、前年度も搬入ごみ調査を行い、ごみの内容物の確認し監視しています。

委員長：鹿児島県内の施設使用料は生活系、事業系同じところもあれば、別々のところもありますが、同じであれば事務処理がスムーズなのでしょうか、それとも何か理由がありますか。

事務局：現在は計量器の関係で生活系、事業系同一料金です。新施設においては別々に設定することは可能ですので検討をお願いします。

委員：ア使用料の現状で市町負担が87%であるが、事務局として何%に目標があれば教えてください。

事務局：一般廃棄物は市町村に処理の義務がありますので、税金で補うのか、施設使用料で補うかについては、各市町それぞれの考えで各割合が違います。当組合の現在の状況を認識していただき、新施設使用料を決める参考にしていただけたらと思います。よって目標などはありません。

委員：なんでも値上がりは賛成ではないが、施設使用料の差から周辺流入の可能性のある中においては、周辺に合わせる必要があると思います。

(2) 使用料改定額の検討

【事務局より、使用料改定額の検討について説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：仮に災害により周辺が停止になり災害ごみの処理依頼があった場合、当組合では施設使用料が1トン当たり3,000円であるが、周辺では1トン当たり6,000円である場合、当組合の施設使用料3,000円としてよいものなのか。そのようなことから周辺と同じ水準にしたほうがよい。また、災害時における他市町受入れにおける別料金も考えてもよいのではないかと。

委員長：次のところでいくつか案が提案されるようですので、今の意見も参考にしてみてください。

(3) 使用料の料金体制についての検討

ア 搬入台数

イ 料金体系の設定についての検討

ウ ごみ処理施設の使用量の改定（案）

エ 消費税の取り扱いについて

オ 資源ごみの使用料について

カ し尿処理施設の使用料について

【事務局より、使用料改定の必要性について（ア～ウ）について説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：生活系と事業系の施設使用料を分けるか、分けないかを協議しなければ、施設使用料の設定は出来ないのではないかと思います。

委員長：意見取り上げたいと思いますがよろしいでしょうか。

「はい」の声あり。

委員長：現在は生活系、事業系、同じ料金体系ですが、周辺のように分けたらどうかという提案ですがいかがでしょうか。

委員：廃掃法において一般廃棄物においては、行政が責任を持ち処理し、事業系については、自から処理し、明確に責任体系が違うため、たまたま同じであればよいのですが、一緒にするというのであれば、法律的に問題があると思われるので、基本的には分けたほうがよいと思います。

委員：生活系、事業系、分けた場合、事業者が、個人を装うケースが他市町にて見受けられるようで困っているという話を聞いたことがあります。どうしてもごみの中身の区別が出来ないことから、同一料金がよいのではと思います。

委員：生活系と事業系は根本的に違うと思います。多少事務的な手間が係ったとしても、公平性を考えると、別がよいのではと思います。生活系の処理原価割合で考えると、周辺市町は14～16%、当組合は生活系、事業系共に21%であるが、この処理原価割合を考えると、当組合の生活系はそのままでもよいのではないかと思います。周辺市町の事業系の処理原価割合は約30%で、生活系が15%と考えたときに事業系は倍であり、その考えでいくと、当組合でも出来ないことではないかと思います。儲けることが事業であり、そのためのごみであるならば、それなりの責任を負う必要があることから、事業系にはより負担を持つべきではないかと思います。

委員長：ごみ処理施設使用料の改定（案）が12案ありますが、本日はどれかを決めて、理事会に複数案でもよいので、提案するという形を取りたいため、よくご覧ください。こ

れ以外にも良い案があれば出していただきたいと思います。

委員：そもそも施設使用料を改定すべきか否かを審議したのかどうでしょうか。

事務局：審議（１）使用料改定の必要性については、施設使用料を改定すべきか否かを審議していただけたらと思います。審議（２）使用料改定額の検討については、使用料を改定するのであれば額を検討し、審議（３）使用料の料金体制についての検討では、額を決めるという流れでお願いしたいです。本日の説明において改定ありきに聞こえたかもしれませんが、現状のままであることも、案の一つであると思います。

委員長：施設使用料を改定する方向での検討でよろしいでしょうか。

「はい」の声あり。

委員長：ではその方向での話し合いをお願いします。

委員：施設使用料の生活系、事業系は分けたほうが良いと思います。生活系に関しては現在の料金表でよいのではと思いますが、ただし 100kg 未満は以前よりも安いことで利用者が多いため、500kg までを一律にするなど対策を講じてよいのではと思います。事業系は第 3 案の 100kg ごとに 600 円でよいのではと思いますが、500kg までは生活系が高いならば同じにするなど対策を講じる必要があると思います。

委員：災害の話もありましたように、近隣とは併せておいたほうがよいと思います。ただし、1 トン当たり 3,000 円から 6,000 円となると急激な上昇になるのではと懸念されます。段階的に上げることもその後協議すればと思います。

委員：先ほどから災害の想定の話がありますが、当組合は、他市町から災害及び施設の故障の関係から、受け入れた実績があります。災害協定はありませんが、その時の施設使用料は、当組合の条例における施設使用料では安いとため、1 トン当たりの処理単価約 15,000 円を基に頂いた経緯があります。よって災害時は改めて協議をしますので、災害の想定は別として考えていただければと思います。

「了承しました」の声あり。

委員長：今の話も踏まえて意見がありましたらどうぞ。

委員：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を見ると H27 から H30 生活系の搬入量実績については、目標に近いところで推移していますが、事業系の搬入量実績については、目標に対し 110% を超えています。このことから事業系の施設使用料を増やすと生活系に流れる懸念はありますが、周辺市町は別々の施設使用料の設定であるため、北薩地区で同じ設定でしたほうがよいのではと思います。

委員：他からごみの流入を見つけ、罰則を与えることは不可能ではないかと思いますが。周辺市町と併せる必要はあると思いますが、急激な上昇にならないよう、1 トン当たり 4,000 円、5,000 円にするのか、などの案も必要ではないかと思いますが。

委員長：段階的な話もありましたが、その他にありませんか。

委員：段階的には行わず、新しい施設が出来たことで一気に施設使用料の改定を行ったほうがよいと思います。また、生活系に流れるのではと懸念される意見もありますが、モラルの問題で仕方がない部分もあると思います。

委員長：意見からすると、生活系、事業系分けたほうがよいとの意見が多いように思われますが、その方向でよろしいでしょうか。また、近隣と歩調を合わせたらよいのではと意見です。そうしますと、12 案のうちからどの案がよいとの意見があればお願いします。

す。

委員：生活系は現行で、事業系は第3案の100kgごとに600円（1トン当たり6,000円）がよいと思います。

委員：通常の生活系ごみは市町収集で出せますが、今の案ですと生活系1トン当たり3,000円で事業系が倍の6,000円ですが、生活系だけを安くする理由は何でしょうか。今でも1トンあたり15,000円の処理単価が発生しています。

委員：不法投棄の観点から、生活系の施設使用料金が低いと不法投棄が発生する恐れがあると思います。

委員：焼却施設運営で考えると、生活系、事業系のごみ処理に係る経費は同じであることから、生活系、事業系の料金体系を分けたい方がよいと思います。通常の生活系ごみは市町収集に出せば、費用はごみ袋代で済みますが、直接焼却施設に持ち込むことは、料金が依然と比べ割安で、リサイクルできるものまで持ち込む現状があります。

委員：ごみ収集に出さず直接搬入される中には、共働きでごみ収集に間に合わず、直接搬入の場合もあり、生活系の搬入台数が増えたのは、住民の環境意識が変わり、良いほうに考えたほうがよいと思います。事務処理負担的には別の問題かもしれませんが。また、H29に料金改定をしたのに、また数年のうちに改定するには抵抗があります。

事務局：事務局が意見するところではないのですが、不法投棄の話において、事業系と生活系の施設使用料金に差があると、事業系のごみを市町収集に生活ごみとして出して回収する方向に流れる恐れもあります。

委員長：ここで一旦休憩を取りたいと思います。再開を3時半からとします。

休 憩

委員長：再開します。案についてはこの委員会で決定するのではなく、理事会に提案するため何らかの結論を出したいと考えますので協力をお願いします。

委員：前回のように第1案から第3案まで数の多い順に理事会に提案するのはどうでしょうか。

委員：H29に料金改定をしたのに、まだ数年のうちに改定するには抵抗があります。

委員：前回の検討委員会において、5年毎の見直し、ごみ処理施設が新しくなった時は、見直すということで、今回改正の検討に至っているようです。

委員：理解しました。

委員長：12案の中から第3案（100kgごとに600円：1トン6,000円）が具体的に出ましたが他にありませんか。

委員：事業系については第3案（100kgごとに600円：1トン6,000円）、生活系については、現状維持（100kgごとに300円：1トン3,000円）です。事業系が生活系に紛れ込む恐れはありますが、周辺と同じ料金体系から考えるとよいと思います。

「同じ意見を2名から発言あり。」

委員：生活系・事業系同じく第9案（10kgごとに60円：1トン6,000円）がよいと思います。細分化し同一料金にすることで生活系は100kgまでが多いことから現在の100kg

ごとから 10kg ごとになることで負担感が軽減されるのではないかと思います。

委員：施設使用料金の財源割合 8%に対し直接搬入割合は 40%でかなり差があり、その差を市町負担金で補っていることから、事業系だけの値上げでよいのかと思います。生活系については、料金を 10kg ごとに細分化することで 60 円とすればより排出を抑えることも想定されます。ただし同一料金、別料金どちらにするか悩ましく、案を 2 にすることもよいのではないのでしょうか。

委員：受益者負担の原則の料金体系が望ましいと思います。同じく第 9 案で生活系・事業系同一料金がよいと思います。生活系については、市町収集に無料で出す方法もあるため、料金体系は単純にしたほうがよいと思います。

委員：現在の料金（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）であれば、大掃除に軽トラックで直接搬入すると安く済み助かっています。

委員：事業系だけ値上げすると、事業系の方が不公平感を感じると思います。第 9 案（10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）であれば極端な値上感はないのではと思います。

委員長：意見が出そろいましたので、案を作り採決したいと思います。

第 1 案、生活系は現状維持（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）で、事業系は第 3 案（100kg ごとに 600 円：1 トン 6,000 円）、

第 2 案、生活系、事業系同一で第 9 案（10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）、

第 3 案、生活系現状維持（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）、事業系第 9 案 10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）

とし、採決の多い順に第 1 案から第 3 案とします。なお、この委員会で決定するのではなく理事会への提案ですのでよろしくをお願いします。

委員長：第 1 案、生活系は現状維持（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）で、事業系は第 3 案（100kg ごとに 600 円：1 トン 6,000 円）は举手 1 名です。第 2 案、生活系、事業系同一で第 9 案（10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）は举手 8 名です。第 3 案、生活系現状維持（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）、事業系第 9 案 10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）は举手 2 名です。

よって採決の数の多い第 2 案、生活系、事業系同一で第 9 案（10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）を第 1 案とし、第 3 案、生活系現状維持（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）、事業系第 9 案 10kg ごとに 60 円：1 トン 6,000 円）を第 2 案とし、第 1 案、生活系は現状維持（100kg ごとに 300 円：1 トン 3,000 円）で、事業系は第 3 案（100kg ごとに 600 円：1 トン 6,000 円）を第 3 案といたします。これでまとめとします。エ消費税の取り扱いについて事務局の説明をお願いします。

【事務局より、エ消費税の取り扱いについて説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：現在問題がなく外税を行っているのであれば、そのままよいと思います。

委員長：それでよろしいですか。

「はい」の声あり。

委員長：外税でお願いします。

【事務局より、才資源ごみの使用料について説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。これはそのままでもよろしいのではないのでしょうか。

「はい」の声あり

委員長：資源ごみは無料をお願いします。

【事務局より、カシ尿処理施設の使用料について説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：し尿、浄化槽汚泥は構成市町の許可業者が収集を行った時の料金ではなく、し尿処理の施設使用料は個人で直接搬入した場合の料金であるため、実績としてはありませんのでこのままでよいかと思います。

委員長：ではこれまでどおりとします。

(4) 使用料に関し必要な事項についての検討

【事務局より、使用料に関し必要な事項についての検討について説明した。】

委員長：何か意見はございませんか。

委員：このままでよいと思います。

委員長：では、前回と同じく見直し時期を原則5年とし、急激な社会情勢においてはその都度検討するということでもよろしいでしょうか。

「はい」の声あり。

6) その他

【事務局より、日程調整中（1月20日～1月28日）であるため、後日伝える旨を説明した。】

委員長：では、他にありませんか。

委員：「なし」の声あり。

委員長：本日の議題はすべて終了です。ありがとうございました。

7) 閉会